

# LEGAL REPORT

## 「企業防衛（２）暴力団による不当要求の防止」

2007.12.1



猪木・手島法律事務所  
弁護士 猪木 健二

□弁護士登録 平成4年4月

(登録番号 22432)

□事務所設立 平成7年4月

□主な経歴

S39.07.03 岡山市生まれ

S58.03 芳泉高校卒

S62.03 岡山大学法学部卒

H01 司法試験合格

H02.04 司法研修所入所

H04.04 弁護士登録

H07.04 猪木法律事務所開設

H13. 岡山弁護士会住宅紛争  
審査会・紛争処理委員  
登録

H14.02.01 ~ 岡山県建設工事紛争  
審査委員

H17.04. 岡山弁護士会副会長

H18.05. ~ 日弁連 ADR 委員会委  
員

H18.08. ~ 手島弁護士と事務所合  
併「猪木・手島法律事  
務所」に

### ■ はじめに

依然として暴力団員による企業への不当要求事案が後を絶たないようです。

しかも、不当要求の手口は多様化しています。

本レポートでは、その対策や弁護士の役割について紹介します。

### ■ 岡山県暴力追放運動推進センターへの相談

まずは、同センターへ相談を持ち込むことです。同センターから適切な対応のあり方についてアドバイスがもらえます。

例えば、①あいまいな回答はしない、②即答しない、③相手方との会話について録音テープなどの証拠を残す、などです。

また、最近では暴力団対策法に基づき不当要求防止責任者を置く事業所が増えているようです。

この責任者は暴迫センターの実施する講習を定期的に受けることができ（詳細は同センター 086-233-2140までお問い合わせ下さい）、適切な対応が可能となります。

また、このような責任者を置いた事業所であることを公に明らかにすれば、暴迫センターや弁護士との連携のとれたガードの高い事業所であることを相手方に知らしめることにもなります。

### ■ 警察署への被害届

次に、警察署への被害届は積極的に検討すべきです。

暴力団関係者が犯しやすい犯罪について、予め認識をしておくことも重要です。

また、脅迫罪、強要罪は、いずれも「生命、身体、自由、名誉または財産に対し害を加えるべきことを」通知することが犯罪成立要件のひとつです。また、恐喝罪は「相手方に対しその反抗を抑圧するに至らない程度の脅迫を加え」ることが犯罪成立要件のひとつです。

言った言わないという争いにならないためにも録音テープを残す作業が意味を持つこともご理解いただけるものと思います。

## ■ 弁護士との連携

暴力団関係者は、法廷で決着をつけることを好みません。あくまでも示談での有利な（法外な、しかも法的に合理的説明のつかないような）解決を図ろうとするのです。

ですから、逆に言うと、法廷の場で決着をつける道筋をつけるのが弁護士の仕事ということになります。具体的には次のような法的手続きを採ります。

### （１）面談禁止の仮処分の申立

これは当該暴力団員に依頼者に直接面談してはならないという命令を裁判所から出してもらう手続きです。これがあれば警察も大変動きやすくなります。

### （２）債務不存在確認の訴えの提起

相手に支払うべき債務が存在しないことの確認を求めて訴訟提起することです。この場合、当該暴力団員においてあくまで賠償を求めるのであれば、その法的根拠を明らかにして損害額を証拠によって立証しなくてはなりません。

## ■ 暴力団の資金獲得活動の不透明化

（１）ところで、最近は従来のような暴力団関係者が姿を現して不当要求を行う

古典的な事案だけでなく、企業活動を隠れ蓑にして資金獲得する形態が増えていると言われていています。

私自身も、暴力団が背後にいたことを伺わせる次のような事案の相談を受けたことがあります。

### （事例）

『A が、ある事業用建物を建てようとしたところ、B から「請負業者をとりまとめると同時に代金の一部をバックしてもらえよう交渉してやる」という申し出があった。資金の節約を考えていた A は B にその交渉を依頼することとなった。ところが、色々と不信感を抱かせるような言動もあったために途中で断ったところ、人件費がかかっていると称して粗暴な言動を浴びせられるとともに金500万円を要求された。』

この事案の背後に暴力団関係者がいたか否かは定かではありません。

しかし、粗暴な言動や要求金額の法外さなどからすると暴力団関係者の手口そのものです。

（２）このような事態を予防するにはどうしたらよいのでしょうか。

思うに、人に何らかの協力をしてもらう際には、次の事柄を確認し契約書を作成しておくことが、不当な要求を回避できる唯一の手

段のように思います。

- ①有償なのか無償なのか。
- ②有償の場合は、どのような場合に、どのような報酬が発生するのか。
- ③経費は誰が負担するのか。
- ④途中で解約した場合は、ペナルティーが課されるのか。

親切を装って色々協力を申し出る人に対しては、元々の友人ならともかく、警戒することをお勧めします。

## ■ 最後に

安易な解決によって、暴力団関係者に資金が流れていることを我々は肝に銘じなくてはなりません。

暴力団組織の根絶のためにも、社会正義に時間とコスト、労力をかけるという感覚を大切にしていきたいと思います。

暴力追放センター

岡山事務所 086-233-2140

倉敷連絡所 086-434-2140

津山連絡所 0868-22-2140

2007.12.1